

中山間盛り上げ隊規約

(名称)

第1条 この活動組織の名称は、中山間盛り上げ隊（以下「盛り上げ隊」という。）と称する。

(目的)

第2条 人口減少や高齢化の著しい進行により人材の確保が困難となっている中山間地域において、集落等が行う各種活動の維持・存続を支援することにより、中山間地域の維持・活性化を図るとともに、これらの支援活動を通じて都市住民と中山間地域との交流の推進を目的とする。

(活動の内容)

第3条 活動の内容は、前条の目的を達成するための次の活動とする。

- (1) 中山間地域の集落等が共同で行う各種作業等に対する支援活動
- (2) 中山間地域が行う地域おこし活動の支援
- (3) 中山間地域の住民との交流活動
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

2 活動の内容は、中山間地域の市町村及び集落等から要請のあった活動とし、活動への参加は、盛り上げ隊の隊員の自主的な判断により参加を決定するものとする。

3 盛り上げ隊の活動は、中山間地域の地域社会の活性化等に貢献する活動であって原則として無償で行うものとする。

(登録の申請)

第4条 盛り上げ隊は、第2条の目的に賛同し、第3条の盛り上げ隊の活動への参加の意思表示を行った個人及び団体（以下「登録隊員」という。）により構成する。

2 盛り上げ隊への登録は、別に定める隊員登録申込書により手続きを行うものとする。

(登録の取消)

第4条の2 登録隊員が次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 本人又は団体から登録取消の申し出があったとき。
- (2) 登録隊員が以下の行為を行ったと認められるとき。

法令に反すると認められる場合

公序良俗に反すると認められる場合

犯罪的行為を誘発すると認められる場合

第三者に損害又は不利益を与えると認められる場合

第三者を誹謗中傷していると認められる場合

政治、宗教、営利を目的とする行為を行っているときと認められる場合

その他、隊員として相応しくない行動を行った場合

- (3) 連絡不能となったとき。

2 前項の規定に基づき登録を取り消した場合、その旨を通知する。

(運営)

第 5 条 盛り上げ隊の運営は、盛り上げ隊事務局が行う。

(事務局)

第 6 条 盛り上げ隊の事務局は、県が委託を行う団体等とする。

(その他)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、盛り上げ隊に関する必要な事項は、事務局が県と協議して定める。

附 則

この規約は、平成 2 1 年 5 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 2 7 年 4 月 1 日より施行する。